

上野原市災害時協力井戸の登録に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、災害発生に伴い水道が断水状態になった場合（以下「災害時」という。）に、飲料及び炊事以外の用途（洗濯、トイレ、掃除等）に使用する水（以下「生活用水」という。）を提供することができる井戸（以下「災害時協力井戸」という。）を登録することにより、市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 災害時協力井戸の登録の要件は次のとおりとする。

- (1) 市内に所在する井戸であって、井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により適正に管理され、継続的に使用可能なものであること。
- (2) 災害時に生活用水の無償提供ができること。
- (3) 井戸の位置情報を公表することができること。
- (4) 井戸水を汲み上げることができること。
- (5) 井戸枠等があり安全であること。
- (6) 井戸を汚染するようなものが周囲にないこと。

(登録の手続)

第3条 登録の意思がある所有者等は、上野原市災害時協力井戸登録申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、登録の適否を決定し、その結果を上野原市災害時協力井戸登録結果通知書（様式第2号）により、所有者等に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を決定した所有者等に対し、災害時協力井戸登録標識（様式第3号。以下「標識」という。）を交付するものとする。

(所有者等の協力)

第4条 所有者等は、災害時に協力できる範囲において、自主的に井戸水を提供するものとする。

2 所有者等は、前条第3項に規定する標識を災害時協力井戸周辺の認識しやすい場所に掲示するものとする。

(利用者の遵守事項)

第5条 災害時協力井戸の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、その利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 災害時協力井戸の利用は日中とする。ただし、所有者等の承諾を得られた場合

は、この限りではない。

- (2) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしてはならない。

(登録内容の変更)

第6条 所有者等は、災害時協力井戸の登録内容に変更が生じた場合は、上野原市災害時協力井戸登録内容変更届出書（第式第4号）により、市長に届け出るものとする。

(登録の取消手続)

第7条 所有者等は、次に掲げる場合は、上野原市災害時協力井戸登録取消申請書（様式第5号）により、市長に申請するものとする。

- (1) 井戸を廃止した場合
- (2) 井戸の管理を停止した場合
- (3) 井戸水を提供することができなくなった場合
- (4) その他登録の取消しを求める場合

2 市長は、次に掲げる場合は、災害時協力井戸の登録を取り消すことができる。

- (1) 前項の規定により、登録取消の申請があった場合
- (2) 第2条に規定する登録の要件を満たさなくなった場合
- (3) その他市長が、災害時協力井戸の登録を不相当と認めた場合

3 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を取り消す場合は、上野原市災害時協力井戸登録取消通知書（様式第5号）により所有者等に通知するものとする。

4 前項の規定による登録の取り消しの通知を受けた者は、第3条第3項に規定する標識を速やかに返還しなければならない。

(免責)

第8条 災害時協力井戸の利用により、利用者の身体又は財産に被害が生じた損害については、市長及び所有者等はその責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。